

任意共管事務 「検討対象外の事務及び実質的な検討を省略する事務」 一覧  
(総括表)

1. 検討対象外の事務			
事業終了している事務、都全体の組織運営等に関する事務 など			
		合 計	9項目 9事務

2. 実質的な検討を省略する事務			
(1)	「都に残す方向で検討する事務」として整理する事務	36項目	53事務
(2)	「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理する事務	7項目	7事務
		合 計	43項目※ 60事務

※うち1項目は上記(1)と(2)の事務に分かれるため、下欄の項目数と一致しない。

1. 検討対象外の事務	→	9項目	9事務
2. 実質的な検討を省略する事務	→	42項目※	60事務
	計	51項目	69事務



# 1. 検討対象外の事務

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	備考(理由等)	
1	A - 5	東京オリンピックの招致に関する事務	国際オリンピック委員会に対する招致活動、招致に向けた機運の醸成等を行う。	2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致事業が終了した。
2	A - 6	東京マラソン事業の補助に関する事務	東京マラソン組織委員会に対する補助等を行う。	東京マラソンの運営が一般財団法人東京マラソン財団に移管され、東京マラソン組織委員会に対する補助事業が終了した。
3	A - 7	情報基盤の整備に関する事務	区市町村等と連携した電子自治体の構築、地域の情報化の推進等を行う。	自治体間の連絡調整、都全体の組織運営等に関する事務である。
4	A - 10	統計に関する事務	統計調査、統計の分析加工、統計情報の提供等を行う。	都全体の組織運営等に関する事務である。
5	C - 9	羽田空港再拡張に関する事務	羽田空港再拡張事業費の無利子貸付、羽田空港の国際化の推進等を行う。	平成22年度で終了となる事務(無利子貸付)、国や他の自治体との連絡調整に関する事務である。
6	C - 10	地下駅火災対策施設の整備助成に関する事務	国の地下鉄火災対策基準を満たしていない地下駅における火災対策施設の整備に対し、補助を行う。	平成20年度で事業が終了しているため。
7	E - 2	民間施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助に関する事務	民間社会福祉施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助等を行う。	E-1「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」に整理・統合(第26回幹事会で検討済み)
8	E - 40	精神障害者の地域生活支援に関する事務(※)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に基づき、精神障害者社会適応訓練事業を行う。	④-15「精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務」と検討内容が重複している。
9	G - 6	高等専門学校等の運営などに関する事務(※)	都立産業技術高等専門学校を設置・運営する公立大学法人首都大学東京の支援を行う。	A-8「公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務」と検討内容が重複している。

## 2. 実質的な検討を省略する事務

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性				
			評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段			
<b>【総務分野など】A 5項目10事務</b>																
1	A - 1	都市外交の推進に関する事務(アジア大都市ネットワーク21など)	姉妹友好都市をはじめとした海外諸都市との交流、「アジア大都市ネットワーク21」によるアジアの首都及び大都市との連携等を行う。	区	●								区 評価	海外諸都市との交流は、それぞれの自治体の政策判断により行う事務である。	都	都
				都								●	都 評価	交流開始や設立の経緯等から、役割分担の見直しに馴染まない。	都	
2	A - 12	病院事業に関する事務		区	●								区 評価	都立病院は、都全域あるいは複数の二次医療圏を対象として、専門性の高い医療サービスを提供しており、広域的な対応を要する。	都	都
				都	●	●	●	●					都 評価	都立病院は、都全域を対象とした専門性の高い医療サービスの提供を基本的役割としているため、都が担うべきである。	都	
		- 2	公私立病院事業に関する事務	地域病院の運営を行う財団法人東京都保健医療公社に対する指導監督、運営費の補助等を行う。	区	●							区 評価	公私立病院は、都と東京都医師会・東京都歯科医師会の共同出資により、二次医療を提供する病院として運営されており、運営費の補助及び指導監督等については、都が広域的な立場で行う必要がある。	都	都
					都	●							都 評価	都の監理団体に対する支援である。	都	
3	A - 13	交通事業に関する事務		区	●								区 評価	都営バスは、路線が複数の区市に跨るほか、沿線利用者の規模やニーズを視野に入れながら、全体としての一つの輸送体系を構築しており、広域的な対応を要する。	都	都
				都	●	●		●	●			都 評価	区部全域にわたる路線の一体的な運営による効率性等の観点から、都が担うべきである。	都		

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性				
			評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令				特段			
3	- 2	軌道事業に関する事務 路面電車による旅客運送を行う。 (都電荒川線)	区	●								区 評価	都電は、路線が複数の区に跨るほか、沿線利用者の規模やニーズを視野に入れながら、他の交通機関とともに広域的な交通ネットワークを形成しており、広域的な対応を要する。	都	都	
			都	●		●	●						都 評価	複数区にまたがる交通施設の運営である。	都	
	- 3	新交通事業に関する事務 新交通システムによる旅客運送を行う。 (日暮里・舎人ライナー)	区	●								区 評価	日暮里・舎人ライナーは、路線が複数の区に跨るほか、沿線利用者の規模やニーズを視野に入れながら、他の交通機関とともに広域的な交通ネットワークを形成しており、広域的な対応を要する。	都	都	
			都	●		●	●						都 評価	複数区にまたがる交通施設の運営である。	都	
	- 4	懸垂電車事業に関する事務 懸垂電車(モノレール)による旅客運送を行う。 (都立恩賜上野動物園内)	区	●								区 評価	上野モノレールは、運行範囲が上野動物園内に限られ、利用者も来園者に限られるため、都城を超える広域的な利用を前提とした上野動物園との一体性を考慮する必要がある。	都	都	
			都			●				●			都 評価	都立施設内の移動施設の運営である。	都	
	- 5	高速電車事業に関する事務 地下高速電車による旅客運送を行う。 (都営地下鉄)	区	●								区 評価	都営地下鉄は、路線が複数の区に跨るだけでなく都外にも及ぶほか、沿線利用者の規模やニーズを視野に入れながら、他の交通機関とともに広域的な交通ネットワークを形成しており、広域的な対応を要する。	都	都	
			都	●	●	●	●	●					都 評価	区部全域にわたり、他県にもまたがる交通施設の運営であり、一体的な運営による効率性等の観点から、都が担うべきである。	都	
	4	A - 14	工業用水道事業に関する事務 工業用水等の供給を行う。	区	●								区 評価	関連する①-2「上水道の設置・管理に関する事務」と合わせて、水源の確保及び取水・導水施設の設置・管理については、引き続き都が担う方向、浄水場以降の事務については、区が担う方向で検討すべきである。	都区	是非
				都	●	●	●	●						都 評価	効率性等の観点から、「①-2 上水道の設置・管理に関する事務」とあわせ、都が担うべきである。	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性			
			評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段		
5	A - 15	と場の管理運営に関する事務	と場の管理運営、と畜解体業務を行う。 (都立芝浦屠場)	区	●								区 評価	都	都
				都	●	●	●	●					都 評価		
<b>【生活・文化分野】B 1項目1事務</b>															
1	B - 1	専門相談に関する事務(一般・交通事故・外国人相談)	都民からの相談等に対し、適切な助言や情報提供を行う。	区	●								区 評価	都	都
				都	●	●					●	都 評価	都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で実施すべき事務であり、都が現在実施する相談は、広域的な対応を要する。		
<b>【国土・都市基盤整備分野】C 5項目6事務</b>															
1	C - 1	建設副産物の再利用の促進に関する事務	公共工事土量調査、東京都建設発生土利用調整会議の運営、東京都建設リサイクル推進計画の策定等を行う。	区	●								区 評価	都	都
				都	●	●						都 評価	建設工事から発生する大量の建設副産物の受入先の確保などの事務であり、周辺の県等との連絡・調整等、広域的な対応を要する。		
2	C - 6	バス事業の助成に関する事務(バス走行環境改善システムの整備など)	バス利用者の利便性の向上等を図るため、社団法人東京バス協会、バス事業者等に対して助成を行う。	区	●								区 評価	都	都
				都	●				●			都 評価	バスの走行環境を改善するため、バス事業者への助成を行う事業であり、路線が複数の区市に跨り、広域的な輸送体系を有するバス事業の性格から、広域的な対応を要する。		

検討対象事務名 (※は項目名変更)			事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性			
				評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段		
3	C - 8	京急蒲田駅・日暮里 駅鉄道駅総合改善事 業費の補助に関する 事務	国の鉄道駅総合改善事業費補助制度により、 鉄道駅の機能向上に係る事業費を補助する。	区	●								区 評価	国 の補助制度の枠組みのもとで、広域自治体として、国や 区等と分担して事業者への補助を行うものである。	都	都
				都	●						●		都 評価	事業箇所ごとに、都と関係区が協議して負担割合を定め ている。	都	
4	C - 12	都市防災施設整備に 関する事務(避難場所・ 避難道路の見直し、防災 密集地域総合整備、住宅 市街地総合整備など)		地震に関する地域の危険度を測定し、その結 果を都民に公表する。	区	●							区 評価	都 全域にわたり、震災対策に必要な地域危険度の測定を 行う事務であり、広域的な対応を要する。	都	都
					都	●					●		都 評価	都 内全域にわたる調査である。	都	
					区	●								区 評価	防災都市づくり推進計画の策定は、震災対策の観点か ら、複数の区市に跨る広域的な区域を指定するものであり、 広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き 都が担う方向で検討すべきである。一方、防火規制区域の 指定は、同様の目的で区が行う防火地域、準防火地域の 都市計画と合わせて、区が担う方向で検討すべきである。	
都	●					●		都 評価	都 内全域にわたる計画策定等である。	都						
5	C - 14	街路の整備に関する 事務(※)	都市計画道路の整備を行う。	区	▲								区 評価	当該道路の広域性を踏まえた検討を考慮する必要はある が、「④-20指定区間外国道管理などに関する事務(特例都 道を含む)」の評価と同様、都による管理により行わなければ ならないものを除き、区が担う役割を拡大する方向で検討 すべきである。	都区	是非
				都	●						●	都 評価	都区が共同で策定した「区部における都市計画道路の整 備方針」(事業化計画)において施行分担を定めている。	都		

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性				
			評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段			
<b>【環境・廃棄物分野】D</b>												<b>2項目2事務</b>				
1	D - 1	環境に係る調査研究に関する事務	東京都環境科学研究所(財団法人東京都環境整備公社)において、環境に係る調査研究を行う。	区	●								区 評価	財団法人東京都環境整備公社に所属する東京都環境科学研究所を通じて、東京都の環境行政の推進に必要な調査研究を行う事務であり、広域的な観点からの調整が必要である。	都	都
				都	●									都 評価	都内全域にわたる調査研究である。	
2	D - 5	水環境の保全に関する事務(※)	水環境の保全に向けた取組として、清流復活事業、多摩川水量確保対策事業を行う。	区									区 評価	清流の復活や河川の水量確保などの事務であり、関連する①-3「公共下水道の設置・管理に関する事務」と合わせて、区が担う方向で検討すべきである。	区	是非
				都	●		●							都 評価	区部を超えて市町村部にまたがる事務である。	
<b>【福祉・保健分野】E</b>												<b>22項目24事務</b>				
1	E - 3	東京都社会福祉事業団に対する補助に関する事務	社会福祉事業等を行う社会福祉法人東京都社会福祉事業団に対する補助を行う。	区	●								区 評価	都立の障害者施設や児童養護施設を受託経営する事業団に対して補助を行う事務であり、広域的な利用を前提に配置された施設や広域的に立地する事業団の性格から、広域的な対応を要する。	都	都
				都	●									都 評価	都の監理団体に対する支援である。	
2	E - 4	医学系総合研究所(東京都医学研究機構)の助成等に関する事務(※)	医学系総合研究所の運営を行う財団法人東京都医学研究機構に対する助成等を行う。	区	●		●						区 評価	都立病院等の高度専門医療を支える研究体制の確保等を目的に東京都医学研究機構の助成等を行う事務であり、広域的な対応を要するものである。	都	都
				都	●									都 評価	都の監理団体に対する支援である。	



検討対象事務名 (※は項目名変更)			事業内容	7つの基準								考 え 方	総合 評価	方向 性	
				評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段				
3	E - 6	救急医療の充実に 関する事務(※)	救急医療事業、小児救急医療対策、周産期医療体制の充実、災害時医療体制の整備を行う。	区	●								区 評価	都区	是非
				都	●				●				都 評価		
4	E - 7	歯科保健対策の推進 に関する事務(心身 障害者口腔保健セン ターの運営など)	歯科保健対策の普及啓発、心身障害児施設 歯科診療事業運営費補助、心身障害者口腔 保健センターの運営を行う。	区	●								区 評価	都	都
				都	●		●				●		都 評価		
5	E - 10	老人保健に関する事 務(※)	区市町村が実施する保健事業に係る費用の一 部を補助する。	区	●								区 評価	都	都
				都	●						●		都 評価		
6	E - 14 - 1	低所得者等への援護 に関する事務(※)	低所得者の安定した生活の確保を図るため、 生活福祉資金の貸付、多重債務者生活再生 事業等を行う。	区	●								区 評価	都	都
				都	●	●							都 評価		

検討対象事務名 (※は項目名変更)			事業内容	7つの基準								考 え 方	総合 評価	方向 性			
				評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段						
6	-	3	低所得者等への援護に関する事務(路上生活者対策)	路上生活者の自立支援を図るため、緊急一時保護センター事業、巡回相談事業、更生施設利用者等自立生活援助事業等を行う。	区	●								区 評価	都 区間の協議により共同事業として行う路上生活者自立支援事業であり、都区間の役割分担に基づき実施するものである。	都	都
					都	●								●	都 評価	「路上生活者対策事業に係る都区協定書」に基づく都区共同事業、区市町村に対する他の補助事業と同様の考え方により都が担うべき事務である。	
7	E	-	16	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会に対する補助に関する事務(※)	国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業に要する費用の補助を行う。	区	●							区 評価	国民健康保険法に基づき、広域的に活動する団体である国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会への助成を行う事務であり、広域的な対応を要する。	都	都
						都	●	●								都 評価	
8	E	-	17	地域福祉推進事業補助に関する事務(※)	区市町村が実施する福祉サービス等の事業に対し、補助を行う。	区								区 評価	区が行う地域福祉サービス実施団体への助成事業に対する補助であり、区が地域の事情に応じて実施することを基本に、見直しを行う必要がある。	区	是非
						都	●	●								都 評価	
9	E	-	18	難病対策に関する事務(※)	難病患者や家族の負担軽減を図るため、医療費の助成(審査、認定を含む。)を行う。	区	●							区 評価	国や都が指定する難病に係る医療費等を助成する事務であり、多種多様な症例に応じた専門的な難病認定や医療機関での治療等と合わせた対応が必要であり、広域的な対応を要する。	都	都
						都	●	●							●	都 評価	
10	E	-	21	高齢者の生きがいと社会参加の促進に関する事務(※)	老人クラブへの助成、シルバーパスの交付等を行う。	区	●							区 評価	国の補助制度の枠組みのもとで国や区等と分担して行う老人クラブへの補助、東京バス協会を実施主体として行うシルバーパス交付事業への助成の事務であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都	都
						都	●	●							●	都 評価	

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性			
			評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段		
11	E - 22	老人福祉施設等の整備・管理運営に関する事務(※)													
	- 1	都立高齢者施設の運営に関する事務	養護老人ホーム、ナーシングホームの運営を行う。	区	●							区 評価	区や社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム等の高齢者施設を補完し、広域的な利用を前提に高度な専門施設として機能することを要するものである。	都	都
				都	●		●					都 評価	広域利用を前提とした施設の運営である。	都	
12	E - 23	東京都健康長寿医療センターの運営に関する事務(※)	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに対する補助等を行う。	区	●							区 評価	高齢者医療に関する専門医療や研究を行う地方独立行政法人健康長寿医療センターに対して、設立団体としての運営支援等を行う事務であり、広域的な専門施設として立地するセンターの性格から、広域的な対応を要するものである。	都	都
				都	●								都 評価	都が設立した地方独立行政法人の支援である。	
13	E - 24	認知高齢者の支援などに関する事務(※)	認知症対策推進事業、若年性認知症支援モデル事業、高齢者権利擁護推進事業等を行う。	区	▲							区 評価	国の補助制度による対応も含め、認知症対策の普及啓発、区市町村職員や医師、介護実務者等の研修、モデル事業の支援等を全都的に行う事業であり、区が実施する関連事業を補完しつつ、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。ただし、認知症高齢者グループホーム整備費助成事業に対する補助については、地域密着型サービスを提供する施設であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に、見直しを行う方向で検討すべき必要がある。	都区	是非
				都	●								都 評価	都道府県による実施又は補助が国庫補助の前提となっている事務等である。	
14	E - 25	(財)東京都福祉保健財団の助成に関する事務(※)	財団法人東京都福祉保健財団に対する補助、職員の派遣等を行う。	区	●							区 評価	福祉サービスに関する総合的な情報提供及び評価や社会福祉法人等に対する支援、人材育成等の事業を広域的に行う財団法人への助成を行う事務であり、広域的な対応を要する。	都	都
				都	●								都 評価	都の監理団体に対する支援である。	

検討対象事務名 (※は項目名変更)			事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性		
				評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段	
15	E - 26	児童健全育成に関する事務(※)	東京都児童会館の運営、地区児童館に対する補助を行う。	区	●								区 評価	都	都
				都	●						●	都 評価	都		
16	E - 29	ひとり親家庭福祉に関する事務(※)	ひとり親家庭等電話相談事業、ひとり親家庭自立促進事業、母子家庭及び寡婦自立促進講習会の開催等を行う。	区	●	●							区 評価	都	都
				都	●						●	都 評価	都		
17	E - 30	障害者(児)施設の整備・管理運営に関する事務(※)	障害者支援施設の設置・運営を行う。	区	●								区 評価	都	都
				都	●		●					都 評価	都		
18	E - 31	地域での居住の安定の確保に関する事務(※)	地域生活支援型入所施設の整備費の補助、精神障害者退院促進支援事業等を行う。	区	●								区 評価	都	都
				都	●						●	都 評価	都		

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性			
			評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段		
19	E - 32	障害者の地域生活支援サービスの充実に 関する事務(※)													
	- 1	障害者の相談支援体制の整備に関する事務	区市町村が行う高次脳機能障害者支援促進事業に対し、補助を行う。	区	●							区 評価	障害者自立支援法に基づき区が実施する支援事業に対して、国の補助制度の枠組みのもとで、広域自治体として補助を行うものである。	都	都
				都	●	●						都 評価	区市町村に対する他の補助事業と同様の考え方により、都が担うべきである。	都	
- 2	障害者の地域生活を 支えるサービス基盤 の整備に関する事務	中途失聴・難聴者コミュニケーション事業、障害者IT支援総合基盤整備事業、手話通訳者養成事業等を行う。	区	●								区 評価	自立支援法に基づき、国の補助制度の枠組みでの対応も含め、広域自治体として障害者の地域生活を支援するための各種サービスを提供するものであり、区が実施する関連事業を補完しつつ、広域的な対応を要するものである。	都	都
			都	●					●		都 評価	都道府県による実施又は補助が国庫補助の前提となっている事務等である。	都		
20	E - 35	障害者の文化活動の 促進に関する事務 (※)	東京都障害者福祉会館の運営、東京都障害者総合美術展の開催を行う。	区	●							区 評価	全都的な利用を前提に設置された東京都障害者福祉会館の運営や全都レベルの障害者美術展等を実施する事務であり、区の実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都	都
				都	●							都 評価	広域利用を前提とした施設の運営等である。	都	
21	E - 36	障害者のスポーツ・レ クリエーション活動の 振興に関する事務 (※)	東京都障害者総合スポーツセンターの運営、東京都障害者スポーツ大会の開催等を行う。	区	●							区 評価	障害者のスポーツ活動に資する施設の提供や振興等を図るため、全都的な利用を前提に設置された東京都障害者総合スポーツセンター等を運営するほか、東京都レベルの障害者スポーツ大会の開催、全国大会への選手派遣を行う事務であり、広域的な対応を要する。	都	都
				都	●							都 評価	広域利用を前提とした施設の運営等である。	都	

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性				
			評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段			
22	E - 37	障害者の就労の促進に関する事務(※)	障害者就労支援協議会の運営、雇用にチャレンジ事業等を行う。	区	●								区 評価	障害者の就労を支援するため、都全域を対象に、関係機関による協議や区市町村の事業に従事する職員の研修、障害者の技能講習等を行う事業であり、区が実施する関連事業を補完しつつ、広域的な対応を要するものである。	都	都
				都	●						●	都 評価	全都的な協議会の運営事務、都の臨時職員雇用に係る事務等である。		都	
<b>【産業・労働分野】F</b>												<b>5項目12事務</b>				
1	F - 1	中小企業対策に関する事務(※)	産業交流展の開催、東京都ベンチャー技術大賞の表彰、中小企業情報ネットワーク整備、中小企業向け債券市場の仕組みづくり等を行う。	区	●								区 評価	中小企業の振興を図るため、首都圏レベルでの産業交流展のほか、創業・ベンチャー企業の表彰、資金調達支援、情報ネットワーク整備等を行う事業であり、区の実施する関連事業を補完しつつ、広域的な対応を要するものである。	都	都
				都	●	●		●				都 評価	他の中小企業支援と同様の考え方により、都が担うべきである。	都		
				区	●							区 評価	東京都中小企業振興公社を通じて、都有施設を活用した事業であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都		
				都	●						●	都 評価	都が保有する空き庁舎の活用である。	都		
	- 5	創業支援センターの運営	都が保有する空き庁舎を活用し、創業者やベンチャー企業に対し、インキュベータオフィスとして提供する。	区	●							区 評価	東京都中小企業振興公社を通じて、都有施設を活用した事業であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都	都	
				都	●						●	都 評価	都が保有する空き庁舎の活用である。	都		
	- 6	地域中小企業振興センター	地域における中小企業振興の拠点として、都内3箇所を設置している地域中小企業振興センターの運営を行う。	区	●							区 評価	中小企業の集積地における広域行政の支援拠点として、区部に2か所設置された施設の運営事務であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都	都	
				都	●							都 評価	広域利用を前提とした施設の運営である。	都		

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性					
			評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段				
1	- 7	国際展示場、東京国際フォーラムなどの運営	都内の中小企業が見本市、会議等に活用できる施設の管理運営を行う㈱東京国際フォーラム及び㈱東京ビッグサイトへの出資等を行う。	区	●							区 評価	見本市や大規模な会議等広域的な利用を前提に設置された施設の運営を行う事務であり、広域的な対応を要する。	都	都		
				都	●							都 評価	広域利用を前提とした施設の運営を行う都の監理団体等に対する支援である。	都			
	- 8	試験研究機関	中小企業の抱える技術的課題を支援するため、試験研究機関を運営する地方独立行政法人東京都産業技術研究センターの支援を行う。	区	●								区 評価	中小企業の抱える技術的課題に関する事業化支援や研究開発その他の支援を行う地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに対して、設立団体としての運営支援等を行う事務であり、広域的な専門施設として立地するセンターの性格から、広域的な対応を要するものである。	都	都	
				都	●							都 評価	都が設立した地方独立行政法人の支援である。	都			
2	F - 2	観光振興に関する事務(東京の魅力を世界に発信、観光案内所の運営、ウェルカムボードの設置など)		区	●								区 評価	都全域を対象に、東京の魅力を発信するための観光振興事業であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都	都	
				都	●	●			●			都 評価	東京全体の観光振興を図るものであり、広域性等の観点から都が担うべきである。	都			
	- 1	観光プロモーション	東京に広く世界から旅行者を誘致するため、観光プロモーション、イベントの開催、東京観光情報センターの運営等を行う。	区	●								区 評価	都内の観光資源を活用した広域的な観光ルート等の整備を図るため、都が指定する観光ルートや観光資源を、区市町村への補助も含めて整備するものであり、広域的な対応を要とする。	都	都	
				都	●	●			●			都 評価	東京全体の観光振興を図るものであり、広域性等の観点から都が担うべきである。	都			
	- 2	観光まちづくり	広域観光まちづくり支援、水辺の観光資源化の推進、産業を活かした観光ルート整備支援を行う。	区	●									区 評価	都内に1ヶ所の公営ユースホステルを運営する事務であり、広域的な利用を前提とした施設である。	都	都
				都	●	●			●			都 評価	都所有施設の貸付である。	都			
- 3	国際ユースホステル	東京国際ホステル施設を民間事業者に貸し付ける。	区	●									区 評価		都	都	
			都							●	都 評価		都				

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性				
			評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段			
2	- 4	都市観光支援事業	東京における観光産業の振興を図るため、財団法人東京観光財団の支援を行う。	区	●								区 評価	行政と民間事業者等が一体となって、広域的に東京の観光やコンベンションの振興に取り組む東京観光財団を支援する事務であり、広域的な対応を要する。	都	都
				都	●									都 評価	都の監理団体に対する支援である。	
3	F - 4	(財)しごと財団に対する助成、しごとセンターの運営に関する事務	財団法人東京しごと財団が実施する事業に要する経費の補助、東京都しごとセンターの運営を行う。	区	●								区 評価	広域的な雇用・就業支援施設である東京都しごとセンターの運営やその委託先である東京しごと財団の事業を助成する事務であり、広域的な対応を要する。	都	都
				都	●	●								都 評価	都の監理団体が行う事業に対する補助、広域利用を前提とした施設の運営である。	
4	F - 6	技術振興に関する事務(東京都職業能力開発協会の助成など)	東京都職業能力開発協会への助成、東京都優秀技能者(東京マイスター)の表彰等を行う。	区	●								区 評価	全都的に技能の振興を図るための表彰や助成等を行う事業であり、広域的な対応を要する。	都	都
				都	●								都 評価	都道府県単位の団体への助成、都として行う表彰等である。	都	
5	- 1	勤労者福祉支援事業など	中小企業で働く人々や家内労働者等の福祉向上を図るため、財団法人東京都中小企業振興公社が実施する事業に対する補助を行う。	区	●								区 評価	東京都中小企業振興公社が行う、勤労者福祉支援事業や家内労働者傷病共済制度への助成を行う事務であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都	都
				都	●								都 評価	都の監理団体が行う事業に対する補助である。	都	
	F - 8	勤労者福祉対策に関する事務(※)														



検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性			
			評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令				特 段		
<b>【教育分野】G</b>															
<b>2項目5事務</b>															
1	G - 2	社会教育に関する事務(※)													
		- 1 埋蔵文化財調査センター	埋蔵文化財の調査研究、展示等を行う埋蔵文化財調査センターの管理運営を行う。	区	●							区 評価	多摩地区に所在し、多摩ニュータウン区域内からの出土品を中心に参考資料を展示する施設の運営等を行う事務であり、広域的な利用を前提とした施設である。	都	都
			都	●		●					都 評価	多摩地域を中心とした広域的な文化財事業を行う施設の運営である。	都		
		- 2 社会教育施設管理	都立図書館、ユースプラザの管理運営を行う。	区	●							区 評価	広域的な利用を前提にした施設である。	都	都
	都			●		●					都 評価	広域利用を前提とした施設の運営である。	都		
		- 3 社会教育推進事業	地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、放課後子供教室推進事業費等補助等を行う。	区	●							区 評価	全都的に学校・家庭・地域の教育力の再構築を図るため、関係機関等の連携による協議会の運営や普及啓発、国の補助制度の枠組みによる区市町村事業への助成などを行う事務であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都	都
	都			●					●		都 評価	全都的な協議会の運営事務、都道府県による補助が国庫補助の前提となっている事務等である。	都		
		- 4 文化財保護事業	東京文化財ウィークの実施、文化財の保存助成等を行う。	区	●							区 評価	広く都内全域を対象に文化財の発掘調査や普及啓発を行い、また、都有財産等の管理、国指定文化財に対する都負担、都指定文化財に対する補助などを行う事務であり、広域的な対応を要する。	都	都
	都			●							都 評価	全都規模のキャンペーンの実施、国・都指定文化財の保存助成等である。	都		
	2	G - 3	学校保健給食に関する事務(※)	学校保健や学校給食に関して、区市町村に対する指導、助言等を行う。	区	●						区 評価	区市町村立学校への学校保健・給食に関する指導、助言等を行うものであり、広域的な対応を要するもの。	都	都
都					●					●		都 評価	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条に基づく指導、助言等である。	都	